

第7期 中間決算公告

2023 年 9 月 22 日

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
 大手町パークビルディング
 シティバンク、エヌ・エイ東京支店
 日本における代表者、東京支店長兼 CEO
 マーク・ラウル・マリー・ルエ

中間貸借対照表（2023 年 6 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
現金預け金	2,597,721	預金	2,366,949
買現先勘定	383,768	譲渡性預金	30,000
買入金銭債権	8,208	コールマネー	18,826
特定取引資産	57,932	売現先勘定	59,147
有価証券	2,759	特定取引負債	48,676
貸出金	538,530	外国為替	82,869
外国為替	57,995	その他負債	615,520
その他資産	622,892	未払法人税等	2,780
金融派生商品	592,678	金融派生商品	567,849
その他の資産	30,213	資産除去債務	11
有形固定資産	9	その他の負債	44,878
無形固定資産	170	賞与引当金	436
繰延税金資産	2,858	支払承諾	191,566
支払承諾見返	191,566	本支店勘定	1,650,534
貸倒引当金	△ 918	負債の部合計	5,064,528
本支店勘定	611,292	持込資本金	2,000
		中間繰越利益剰余金	8,449
		その他有価証券評価差額金	△ 191
		純資産の部合計	10,258
資産の部合計	5,074,786	負債及び純資産の部合計	5,074,786

中間損益計算書（ 2023 年 1 月 1 日から
2023 年 6 月 30 日まで ）

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	50,716
資金運用収益	26,049
(うち貸出金利息)	(5,057)
(うち有価証券利息配当金)	(16)
役務取引等収益	9,243
特定取引収益	2,403
その他業務収益	12,263
その他経常収益	756
経常費用	39,576
資金調達費用	26,513
(うち預金利息)	(8,566)
役務取引等費用	1,443
その他業務費用	98
営業経費	10,125
その他経常費用	1,396
経常利益	11,140
税引前中間純利益	11,140
法人税、住民税及び事業税	3,159
法人税等調整額	260
法人税等合計	3,420
中間純利益	7,720
繰越利益剰余金（当期首残高）	14,229
本店への送金	13,500
中間繰越利益剰余金	8,449

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10 年～15 年

その他 3 年～15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、内部格付に対応した予想貸倒損失率に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 現先取引により受入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 459,491 百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものではありません。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	- 百万円
危険債権額	3,729 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
合計額	3,729 百万円

3. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
4. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
5. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
6. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 13,276 百万円であります。
8. 為替決済等の取引の担保として差し入れている有価証券は 2,745 百万円であります。また、その他の保証金は 16,194 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、473,279 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 338,342 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 26 百万円

(中間損益計算書関係)

本部経費負担額は、以下のとおりであります。

(1) 直接経費(派遣職員給与等)	1 百万円
(2) 間接経費割当額	184 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,597,721	2,597,721	-
(2) 買現先勘定	383,768	383,768	-
(3) 買入金銭債権 (*1)	8,171	8,171	-
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	8,329	8,329	-
(5) 有価証券			
その他有価証券	2,759	2,759	-
(6) 貸出金	538,530		
貸倒引当金 (*1)	△ 728		
	537,802	532,431	△ 5,370
(7) 外国為替 (*1)	57,954	57,954	-
(8) 本支店勘定	611,292	602,655	△ 8,636
資産計	4,207,799	4,193,792	△ 14,007
(1) 預金	2,366,949	2,366,949	-
(2) 譲渡性預金	30,000	30,000	-
(3) コールマネー	18,826	18,826	-
(4) 売現先勘定	59,147	59,147	-
(5) 外国為替	82,869	82,869	-
(6) 本支店勘定	1,650,534	1,641,152	△ 9,382
負債計	4,208,328	4,198,945	△ 9,382
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	25,844	25,844	-
デリバティブ取引計	25,844	25,844	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替につきましては重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産				
特定取引有価証券	8,329	-	-	8,329
有価証券				
其他有価証券	2,759	-	-	2,759
資産計	11,089	-	-	11,089
負債計	-	-	-	-
デリバティブ取引				
金利関連	743	-	-	743
通貨関連	-	24,828	-	24,828
債券関連	272	-	-	272
デリバティブ取引計	1,016	24,828	-	25,844

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	-	2,597,721	-	2,597,721
買現先勘定	-	383,768	-	383,768
買入金銭債権	-	8,171	-	8,171
貸出金	-	-	532,431	532,431
外国為替	-	57,954	-	57,954
本支店勘定	-	602,655	-	602,655
資産計	-	3,650,272	532,431	4,182,703
預金	-	2,366,949	-	2,366,949
譲渡性預金	-	30,000	-	30,000
コールマネー	-	18,826	-	18,826
売現先勘定	-	59,147	-	59,147
外国為替	-	82,869	-	82,869
本支店勘定	-	1,641,152	-	1,641,152
負債計	-	4,198,945	-	4,198,945

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、元利金の合計額を同様の新規預け金を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(2) 買現先勘定

残存期間が一年超のものについては、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される適

用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(3) 買入金銭債権

残存期間が短期間(一年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については時価会計を適用しており、市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

(5) 有価証券

その他の目的で保有している債券等の有価証券については時価会計を適用しており、市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、返済期限を設けていない貸出金については、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

返済期限のある貸出金のうち残存期間が短期間(一年以内)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が長期間(一年超)のものについては、個別案件毎に元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは満期のない預け金、又は約定期間が短期間(一年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(8) 本支店勘定

満期のない本支店勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある本支店勘定については、同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを無リスク利率に中間決算日における調達スプレッドを加味した利率により割り引いて現在価値を算定しております。なお残存期間が短期間(6ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を計上しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(3) コールマネー

コールマネーは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を計上しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(4) 売現先勘定

残存期間が一年超のものについては、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。

残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価と

しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(5) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は返済期限のない借入金です。これらの時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(6) 本支店勘定

満期のない本支店勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある本支店勘定については、同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。ヘッジ会計が適用されているものは、金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。取引所取引につきましては、主にレベル1、店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましては、レベル2としております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3としております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「特定取引有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2023年6月30日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△41

2. その他有価証券(2023年6月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	2,759	3,035	△276
	国債	2,759	3,035	△276
	小計	2,759	3,035	△276
合計		2,759	3,035	△276

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	2,985	-	14
国債	2,985	-	14
合計	2,985	-	14

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

繰延資産	877	百万円
未払費用	354	
未払事業税	353	
未経過手数料	352	
貸倒引当金	281	
固定資産	251	
未収収益	163	
賞与引当金	133	
その他有価証券	84	
その他	5	
繰延税金資産合計	2,858	
繰延税金負債	-	
繰延税金負債合計	-	
繰延税金資産の純額	2,858	百万円

以上